

苫小牧市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成24年12月4日制定

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、苫小牧市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定（以下「認定等」）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 次の各号に掲げる計画等が適用となる場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号までの計画（地区計画等）

イ 苫小牧市条例、及び、各指導要綱

(2) 次の各号に掲げる土地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

ア 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域

(事前審査)

第3条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の用途に供する建築物である場合に限る。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」（様式1）の交付を受けるものとする

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号（エネルギーの使用の合理化等）に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

(1) 外皮性能基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第2条第2項に定める基準に規定している地区計画、その他条例及び各指導要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第41条に規定する認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、法施行規則第41条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する適合証

(2) 第2条第2項に定める基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第43条第1項の規定により申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

(取り下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ書（様式2）1部を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(取りやめ届)

第10条 認定建築主（計画の認定を受けた者）は、認定低炭素建築物新築等計画の建

築を取りやめるときは、取りやめ届（様式3）1部に認定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式4）1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（様式5）1部を市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第12条 市長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式6）を申請者に送付するものとする。

（改善命令）

第13条 法第57条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式7）により行うものとする。

（認定の取り消し）

第14条 法第58条の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式8）により行うものとする。

（その他）

第15条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。